

測定分析結果報告書

発行番号: MKC-07858

発行年月日: 平成29年9月21日

受注番号: 46202512

ご報告先: 日本海上工事株式会社

殿

分析結果を以下のとおり報告致します。

件名: アスファルトマット溶出試験

株式会社 島津テクノリサーチ
〒604-8436
京都市中京区西ノ京下合町1番地
Phone (075) 811-3183
Fax (075) 821-7837

ご依頼者及び住所: 竹田理化工業株式会社
東京都渋谷区恵比寿西2-16-8
試料採取者及び住所: 日本海上工事株式会社
東京都文京区後楽1-7-27
試料受領日: 平成29年8月7日
測定対象施設: -----

承認	確認	作成

【分析の結果】

分析の対象	試料名	アスファルト マット			基準値	分析の方法
	採取区分	試料受領				
	採取日 単位					
カドミウム	mg/L	0.001 未満	-----	-----	0.003	JIS K 0102 55.4
全シアン	mg/L	検出されず	-----	-----	検出されないこと	JIS K 0102 38.1.2及び38.3
鉛	mg/L	0.005 未満	-----	-----	0.01	JIS K 0102 54.4
六価クロム	mg/L	0.02 未満	-----	-----	0.05	JIS K 0102 65.2.4
砒素	mg/L	0.001 未満	-----	-----	0.01	JIS K 0102 61.4
総水銀	mg/L	0.0005 未満	-----	-----	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表1
アルキル水銀	mg/L	検出されず	-----	-----	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表2
PCB	mg/L	検出されず	-----	-----	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
ジクロロメタン	mg/L	0.0002 未満	-----	-----	0.02	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	-----	-----	0.002	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0002 未満	-----	-----	0.004	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	-----	-----	0.1	JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	-----	-----	0.04	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0002 未満	-----	-----	1	JIS K 0125 5.2

サンプリング記録

時刻	-	-----	-----	-----	-----	-----
天候	-	-----	-----	-----	-----	-----
水温	℃	-----	-----	-----	-----	-----
気温	℃	-----	-----	-----	-----	-----

備考
全シアンの「検出されず」は「0.1 mg/L未満」の意。
アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル(PCB)の「検出されず」は「0.0005 mg/L未満」の意。
検液: 昭和48年環境庁告示第14号(溶出方法: 口法)による溶出液を使用。

測定分析結果報告書

発行番号： MKC-07858

発行年月日： 平成29年9月21日

受注番号： 46202512

ご報告先： 日本海上工事株式会社 殿

分析結果を以下のとおり報告致します。

件名： アスファルトマット溶出試験

株式会社 島津テクノリサーチ
〒604-8436
京都市中京区西ノ京下合町1番地
Phone (075) 811-3183
Fax (075) 821-7837

ご依頼者及び住所： 竹田理化工業株式会社
東京都渋谷区恵比寿西2-16-8
試料採取者及び住所： 日本海上工事株式会社
東京都文京区後楽1-7-27
試料受領日： 平成29年8月7日
測定対象施設： -----

承認	確認	作成
		

【分析の結果】

分析の対象	試料名	アスファルト マット			基準値	分析の方法
	採取区分	試料受領				
	採取日 単位					
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0002 未満	-----	-----	0.006	JIS K 0125 5.2
トリクロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	-----	-----	0.01	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	-----	-----	0.01	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	-----	-----	0.002	JIS K 0125 5.2
チウラム	mg/L	0.0006 未満	-----	-----	0.006	昭和46年環境庁告示第59号付表4
シマジン	mg/L	0.0003 未満	-----	-----	0.003	昭和46年環境庁告示第59号付表5
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	-----	-----	0.02	昭和46年環境庁告示第59号付表5
ベンゼン	mg/L	0.0002 未満	-----	-----	0.01	JIS K 0125 5.2
セレン	mg/L	0.001 未満	-----	-----	0.01	JIS K 0102 67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.02 未満	-----	-----	10	JIS K 0102 43.2.5及び43.1.2
ふっ素	mg/L	0.1 未満	-----	-----	0.8	JIS K 0102 34.1
ほう素	mg/L	0.01	-----	-----	1	JIS K 0102 47.3
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	-----	-----	0.05	昭和46年環境庁告示第59号付表7
		-----	-----	-----	-----	

サンプリング記録

時刻	-	-----	-----	-----	-----	
天候	-	-----	-----	-----	-----	
水温	℃	-----	-----	-----	-----	
気温	℃	-----	-----	-----	-----	

備考
全シアンの「検出されず」は「0.1 mg/L未満」の意。
アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル(PCB)の「検出されず」は「0.0005 mg/L未満」の意。
検液：昭和48年環境庁告示第14号(溶出方法：口法)による溶出液を使用。